

「貝塚プレミアム商品券」取扱加盟店募集のご案内

貝塚市商店連合会では、消費者の購買意欲を喚起し、市内商業の活性化を図ることを目的として20%のプレミアムを付けた商品券を発行致します。つきましては下記のとおり取扱加盟店を募集いたします。

本事業の取扱加盟店に登録されますと、貝塚市が行う「長寿祝券」の取扱加盟店にもなります。

事業規模	総額5,400万円(4,500万円に20%のプレミアム分を上乗せ)
事業主体	貝塚市商店連合会
取扱加盟店資格	貝塚市商店連合会の傘下商店街・会員店舗または貝塚商工会議所・会員店舗で貝塚市内に店舗・事業所を有し、一般消費者を対象に小売・飲食・サービス業などの事業を営む事業者。 但し、以下の店舗・事業所は取扱加盟店に登録できないこととする。 1) 小売業で売場面積500㎡以上の店舗(市内に複数店舗がある場合その合計面積とする) 2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する営業を行うもの 3) 業務の内容が公序良俗に反する営業を行うもの
取扱加盟店申請方法	○申請期間 令和5年6月5日(月)～6月23日(金)(土日祝を除く) なお、期間後も申請受付は行いますがPRチラシ等、印刷物への店名記載は行われません。 ○申請方法 「貝塚プレミアム商品券 取扱加盟店登録申請書兼誓約書」を所属商店街に提出願います。各商店街で取りまとめました「申請書兼誓約書」を下記窓口までご提出願います。 ○受付窓口 貝塚市商店連合会事務局 受付時間：午前8時45分より午後5時15分 (〒597-0094 貝塚市二色南町4-7 貝塚商工会議所内・TEL072-432-1101)
換金手数料	商品券を換金する際、 <u>0.6%</u> の換金手数料をご負担願います。 例) 換金申請額1,000円を換金した場合、手数料は6円となります。 ※商店連合会の会員でない店舗は1.2%となります。
商品券の周知・販売方法	① 8月4日(金)にプレミアム商品券購入申込方法並びに取扱加盟店一覧チラシを新聞折込(貝塚市内)、市役所ほか各種施設にチラシを設置、貝塚市広報8月号に記事掲載等 申込期間：令和5年8月4日(金)～8月27日(日) ※申込は貝塚市民に限る ※申込ははがきまたはインターネットのいずれかの方法でお1人1回のみ ※1人2冊まで(24,000円分) ※申込時に住所・氏名・申込冊数・引換販売所等を記入・入力 ※私製はがきの場合は申込者が切手を貼り連合会事務局に送付 (取扱加盟店の好意としてはがきを回収し事務局への持参も可) ②はがき・ネット応募冊数を集計。応募多数の場合は抽選を行い当選の方のみ当選通知(引換券兼用)はがきを送付。(9月12日頃 発送予定) ② 当選者が申込時に指定した引換販売所にて商品券を購入。 ③ 引換期間・場所 9月19日(火)～22日(金)市内郵便局(14カ所) 9月23日(土・祝)市内商店街1ヶ所(予定) ④引換残が発生した場合、予備の当選者に当選通知を発送。(引換販売所未定)

商品券内容	<p>○販売額 1セット10,000円(商品券12,000円分) (1セットの内容 <u>1,000円券×10枚、500円券×4枚</u>)</p> <p>○商品券の使用対象外物品</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) たばこ、商品券・プリペイドカード・ビール券・図書カード・切手・印紙・証紙等の換金性の高い商品 2) 株式、先物、宝くじなどの金融商品 3) 事業活動に伴い発生した買掛金、未払金等の支払い 4) 国や地方公共団体への支払い、及び公共料金、法定費用等の支払いほか 5) その他発行者が相応しくないと判断したもの <p>○転売・現金交換・釣り銭、払い戻しの禁止</p> <p>商品券の転売・現金交換は禁止致します。また釣り銭は出さないこととします。 商品券利用後の返品、キャンセル等に伴う、払い戻しは行わないこととします。</p>
商品券使用期間	令和5年9月19日(火)～令和6年1月31日(水)
換金手続き	<p>消費者から受け取った商品券の裏面に店舗名を記入し、「商品券換金請求書」を記入・捺印頂き、換金に来られる方の認め印をご持参の上、下記の日時にお越しください。換金手数料(0.6%)を差引き小切手にてお支払いいたします。</p> <p>○換金場所 貝塚市商店連合会事務局(貝塚商工会議所内・貝塚市二色南町4-7)</p> <p>○換金日 下記の通り</p> <p>換金時間 下記の日程で□の囲みは9時30分～15時30分(12時～13時は休憩) その他の日は9時30分～正午</p> <p>令和5年10月2日(月)、13日(金)、23日(月) 11月2日(木)、13日(月)、24日(金) 12月4日(月)、15日(金)、25日(月) 令和6年 1月5日(金)、15日(月)、26日(金) 2月2日(金)、5日(月)、6日(火)、7日(水)</p> <p>上記日程以外の換金は原則受付できません。また最終換金日(令和6年2月7日(水))以降の換金は受付できません。</p>
個人情報の取り扱いについて	<p>○登録申請時に提出された個人情報は、商品券発行にかかる事務処理のため、発行者(貝塚市商店連合会)に提供頂きます。</p> <p>○発行者は、これらの個人情報を本事業以外の用途に使用しません。</p>
偽装商品券の使用防止について	<p>○加盟店は、消費者から商品券を受け取る際に、偽造されたものでないかを確認すること。</p> <p>○明らかに偽造されたとわかる商品券は受け取らないで下さい。</p> <p>○偽造商品券につきましては換金をお断り致しますのでご容赦下さい。</p>
その他	<p>○取扱加盟店や商店街などにおいて、本事業に関連した独自の販売促進活動等を積極的に行ってください。</p> <p>○貝塚商工会議所LINE公式アカウントにて取扱加盟店の独自販促情報を発信予定です。</p> <p>○取扱加盟店には「ステッカー」「のぼり」を配布する。</p> <p>○取扱加盟店はプレミアム商品券の購入申込をご遠慮願います。</p> <p>○当事業の取扱加盟店に登録されますと、貝塚市「長寿祝券」の取扱加盟店となります。</p> <p>○取扱加盟店には商品券の見本券を配布する等、偽造対策に万全に期するものとする。</p> <p>○自ら商品券を購入し自店で使用されたかのように偽り換金する行為等の不正行為は行わない。</p> <p>○商品券の取扱い等にあたり、不正行為の防止のために取扱加盟店申請時に誓約書を提出することとするほか、万一不正行為などが発覚した場合には法的処置を行うものとする。</p>

お問い合わせ 商店街ご担当者様または貝塚市商店連合会事務局(TEL432-1101)まで

